



力斗ち



茨城と千葉を結ぶ利根川に 県内19番目の橋が開通しました



<主な内容>

住民サービスの更なる向上を目指して…P2～3

6月4日から歯の衛生週間……P4～5

若草大橋が開通しました……P6

障害福祉係からのお知らせ……P8～9

住民サービスの更なる向上のために

— 時代に即応した組織・機構の見直し —

河内町では、現在進めている行政改革の一環として機構の見直しを行い、『13課2局1室』を『5課2局1室』に再編しました。組織をスリム化し、親切でわかりやすい住民の立場にたった行政運営を推進するため、窓口サービスの向上、便利で迅速な行政の推進など心のかような行政運営に努めてまいります。

新体制の主な内容についてお知らせします。



〈河内町役場庁舎〉



〈水道管理事務所〉

○住民サービスの更なる充実に向け『町民課』を設置

住民窓口、各種保健・医療・福祉、少子・高齢化社会への対応として、住民の皆さんへのサービス提供体制の向上を目指し、窓口業務や相談業務の機能の一元化を図り類似・関連する施策を同一のセクションで行えるよう、これまでの3課（住民課、保険年金課、福祉課）を再編し、新たに「町民課」を設置しました。

○一体的な都市整備の推進を目指し『都市整備課』を設置

都市整備のハード、ソフトを含めた居住環境の一体的な整備の推進を図るため、これまでの3課（建設課、都市計画課、水道課）を再編し「都市整備課」を設置しました。事務所は、水道管理事務所になります。

○魅力ある産業の振興に向け『経済課』を設置

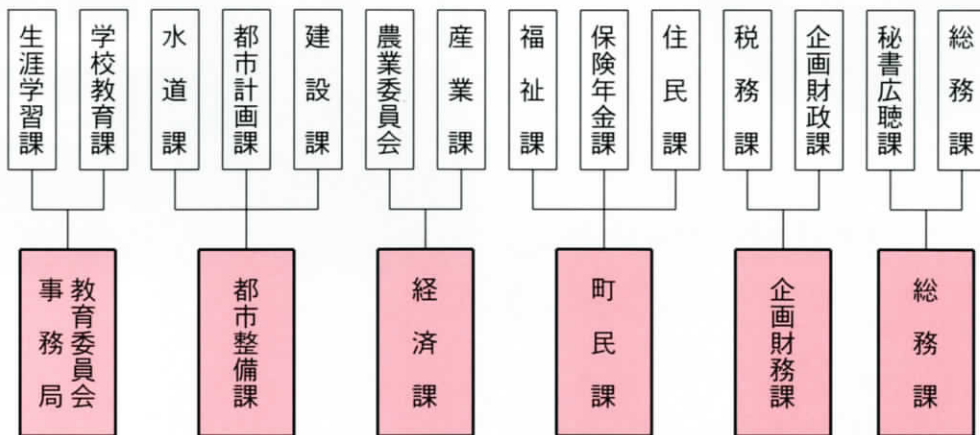
産業の振興及び農業者の立場での農業行政の推進を図るため、産業課と農業委員会を統合し「経済課」を設置しました。事務所は、役場分庁舎になります。

○学校教育と生涯学習の充実に向け『教育委員会事務局』を設置

学校教育課と生涯学習課を統合し学校教育環境と生涯学習講座及び文化振興の更なる充実を目指し「教育

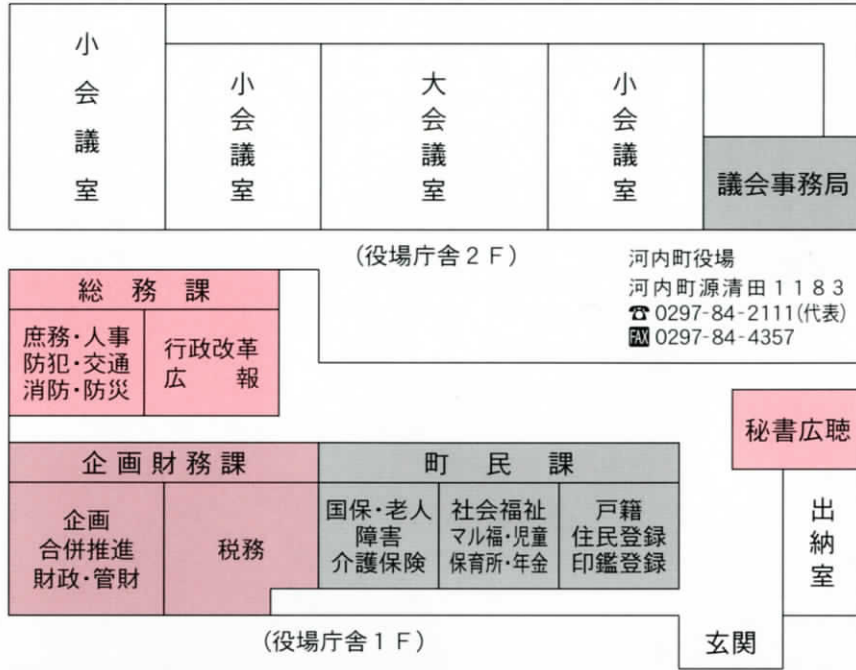
委員会事務局」を設置しました。

今回の組織改正で次のように再編されました。



議会事務局及び出納室については従前どおりです。

《 機構改革後の各課の配置図 》



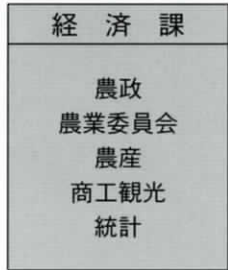
(役場庁舎 2 F)

河内町役場
河内町源清田 1183
☎ 0297-84-2111(代表)
☎ 0297-84-4357

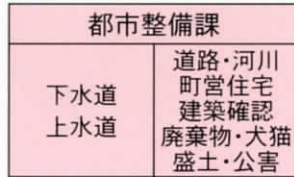


(役場庁舎 1 F)

玄関

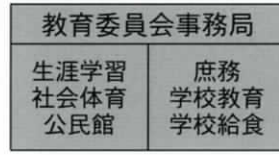


(役場分庁舎)



(水道事務所)

河内町長 5294-3
(建設・環境) ☎ 0297-84-2921
(上・下水道) ☎ 0297-84-2361
☎ 0297-84-2362



(農村環境改善センター)
(中央公民館隣)

河内町長 3689-1
(学校教育)
☎ 0297-84-3322
☎ 0297-84-4730
(生涯学習)
☎ 0297-84-2843
☎ 0297-84-2043

★ 町のHPが新しくなりました ★



新しいHPのアドレス

<http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>

組織改正(機構改革)のほか次の事項について

行政改革が推進されました。

○給与・手当の適正化の推進

給与制度及びその運用については、人事院勧告を尊重し常に適正であるよう管理しています。当年度については旅費、特殊勤務手当について見直しを行いました。

・特殊勤務手当を見直し行旅死亡
人等の死体処理作業以外は原則
支給廃止(平成18年1月1日施

○町ホームページのリニューアル

インターネットを活用した積極的な行政情報の更新を目的に町ホームページを4月1日リニューアルしました。

・旅費(日当)を見直し特別職を含め原則支給廃止(平成18年1月1日施行)

私たちの身体は年齢とともに少しずつ衰えていきますが、歯も例外ではありません。永久歯は、人によって差はあるものの、全部で28〜32本です。現在の日本では働き盛りの40歳ごろから衰え始め、徐々に減っていき80歳の人では平均約4本という統計データ（左ページのグラフ参照）もあります。

永久歯は、12歳くらいに生えそろう（親知らず除く）永久歯列が完成します。そして、20歳前後に第3大臼歯（親知らず）が生えてきます。親知らずは、歯列の一番後ろで生える場所がないところに生えてくるので横向きに生えてしまったりして、上下の噛み合わせがうまくいくことが少なく、親知らずの歯冠の周囲が腫れてしまい痛くなり抜歯することが多くなるのです。

みなさんは、自分の歯が何本あるかご存知ですか？冒頭にも書いたように、歯も年齢とともに衰えてきます。生まれつきの歯質、歯の手入れが良い人、甘いものが好きな人、タバコを吸う人、ストレスの多い人など生活環境の違いで歯の健康も左右されるのです。

《虫歯と歯周病に注意しましょう》

歯を失う2大原因は、虫歯と歯周病（歯槽膿漏）です。中年になるまでは虫歯で歯を失っていくことが多

6月4日から歯の衛生週間



～みなさんは、自分の歯が何本残っているか知っていますか？～

いですが、中年以降は歯周病が歯が失われる大きな原因となります。虫歯は、1本ずつですが、歯周病は症状が進んでしまうと虫歯になつていない健康な歯にも影響を及ぼし、次々に多くの歯を失ってしまうこともあるので注意が必要です。

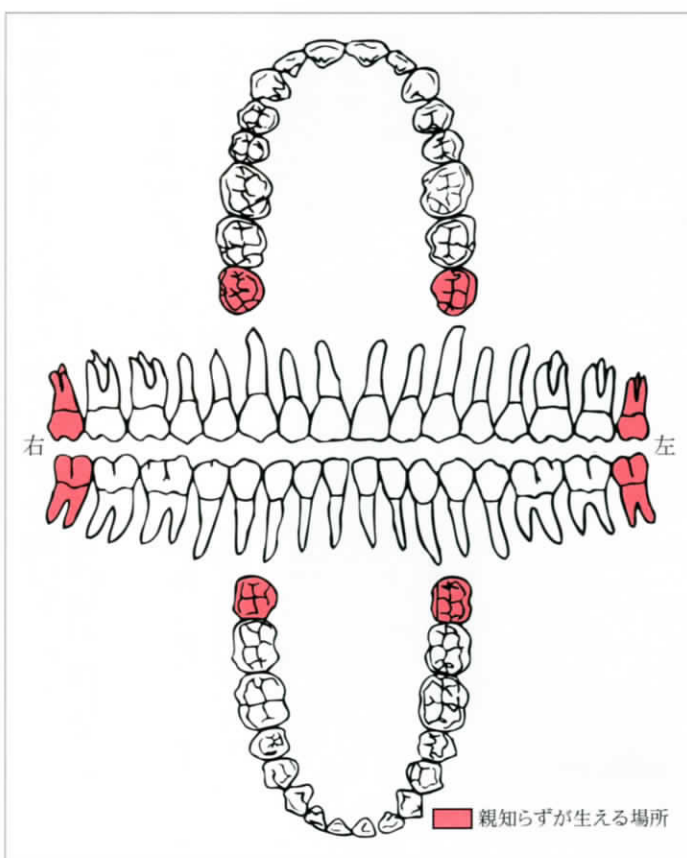
《8020運動》

厚生労働省では「80歳になっても20本の自分の歯を保ちましょう」という8020運動を展開しています。20本以上の歯があれば、ほとんどの食べ物を噛みくだくことができ、おいしく食べられるといわれています。実際に、80歳を超えて20本以上の歯

がある人は毎日元気に過ごしていることが広く知られるようになり、8020の大切さが認められてきています。また、茨城県歯科医師会では同じような意味から6424（64歳で24本）運動も提唱しています。

《歯を残すために》

写真は、長竿小学校での歯の健康についての授業の様子です。小学生のうちから歯の大切さや歯磨きの習慣を身に付けることが大切です。また、金江津中学校では、生徒が自主的に歯磨き運動を行っています。その結果、卒業生の中から「良い生活習慣が身についた」といううれしい



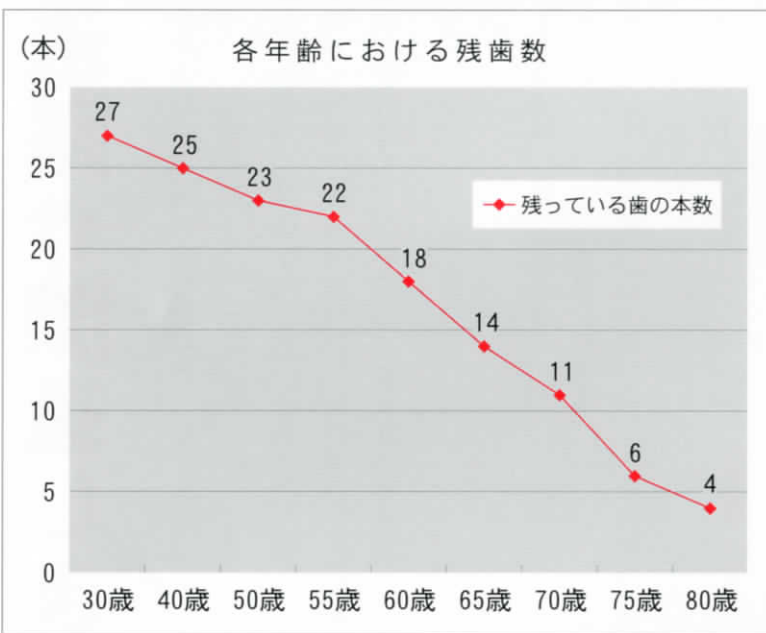
大人の永久歯列

報告も聞きます。

予防は、日ごろからのきちんとしたブラッシングからできます。虫歯は、口の中の細菌がつくる「酸」が原因でできます。この菌が、食べかすに含まれる糖分とともに歯垢をつくり、酸を出して歯をむしばみます。虫歯を予防するには、歯磨きを励行し、食べかすをきれいに落とし、口の中を清潔に保つことが一番です。バランスのよい食事を心がけたり、よく噛んで食べることも重要なポイントになってきます。



歯について学び、実際に染め出し液を使って歯のみがきづらい部位の確認をしている子どもたち



各年齢における残歯数

(参考)平成5年 歯科疾患実態調査報告

年齢 (歳)	30歳	40歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
残歯数 (本)	27	25	23	22	18	14	11	6	4

※歯の本数は全体の本数を28本とした場合の数値になります。



歯の寿命を延ばして、健康に暮らしていくためには

- ① 歯磨きなどの習慣と食生活を含めた正しい生活習慣を定着させること
- ② 早期発見及び早期治療を徹底すること

が大切です。いつまでも自分の歯で楽しく生活していきましょう。

(写真提供：長竿小学校)

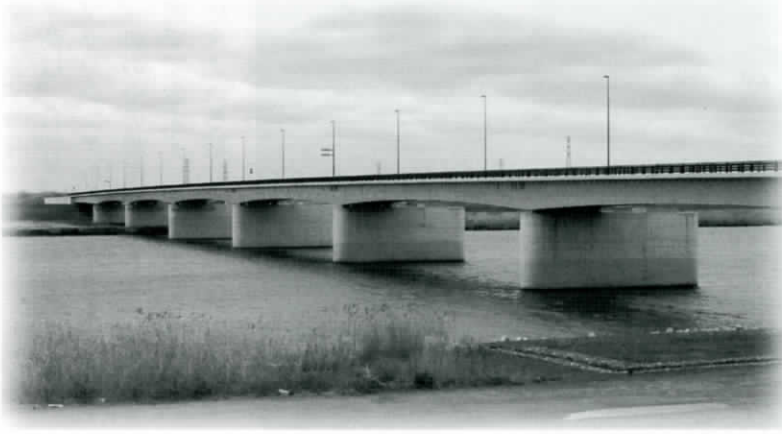
〔監修〕 久米歯科医院院長 久米 清



若草大橋有料道路が開通しました

平成13年度から着手してありましたが、若草大橋有料道路がこのたび完成し、4月18日(火)に開通式が行われました。

若草大橋有料道路は茨城・千葉県境を流れる利根川の茨城県内において19番目に架けられた道路橋です。今回の開通により、利根川上流側の栄橋や下流側の長豊橋の慢性的な交通渋滞の緩和が図られ、また、茨城・千葉両県の経済・文化の、活発な交流が進み、両県の魅力ある地域の発展が一層進むことが期待されています。



茨城県側から見た若草大橋

若草大橋は、県道美浦栄線バイパス事業のなかの『第二栄橋有料道路事業』として平成13年から工事が進められてきました。

これまでは、利根川の上流側にある栄橋(利根町)から15^{km}下流にある町内の長豊橋まで橋がなく朝夕時に交通渋滞が慢性的に発生していました。この開通により、両橋の渋滞緩和に大きな期待が寄せられています。

● 若草大橋有料道路 事業の概要

- ・ 有料道路名 若草大橋有料道路
- ・ 路線名 県道美浦栄線
- ・ 工事区間 茨城県北相馬郡利根町から千葉県印旛郡栄町まで

● 通行料金

・ 工事延長	1,700m
(内橋長597m)	
・ 車線幅員	暫定2車線3・25m×2、片側歩道3・0m
・ 軽自動車等	150円
・ 普通車	200円
・ 中型車	250円
・ 大型車	350円
・ 特大型	550円
・ 軽車両等	20円

◆ 問合せ

茨城県道路公社
☎029-301-1131

訪問児童相談を実施します

子育て、不登校などの児童に関するあらゆる問題について相談に応じますのでご利用ください。なお、希望者は事前の予約が必要となります。

- ◆ 日程 6/23、8/22、10/24、12/19、2/21
- ◆ 会場 龍ヶ崎市保健センター
龍ヶ崎市駒馬2855
- ◆ 予約先 龍ヶ崎市役所児童福祉課
☎0297-64-1111
- ◆ 問合せ 茨城県土浦児童相談所 相談課
☎029-821-4595

龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開制度の運用状況をお知らせいたします

平成17年度の運用状況は、以下のとおりでした。

- ・ 情報公開請求の件数 2件
- ・ 情報公開決定の件数 2件
- ・ 不服申立ての件数 0件

今後とも、本制度の積極的なご利用と、組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

- ◆ 問合せ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
総務課 庶務係
☎0297-60-1777

俳句

かわち俳句会

大海は知らず平和な蝌蚪の群

橋爪 かん

ランドセル背より大きい入学児

寺田 節子

車椅子妻押しあげる花の坂

川口 ふく

かくれんぼ浮気の鬼がふらここに

津根 としお

マネキンの細きうなじや春衣

田沼 和子

資料館出て満開の桜かな

杉原 利代

華やきの刻既に往くさくらかな

大野 志げ子

何もかも忘れて見惚る桜かな

大塚 一重

過去となる今日いとほしき花吟行

鴻野 たけ

一花なき無縁佛やいぬ子ぐり

大関 さと

杯に一枚浮かぶ桜花

吉田 四郎

花のごと散ってしまった師を悼む

飯島 ヨシノ

戦友会にて

若泉 栄治

花ふぶきワインレッドの風に酔う

遠藤 正雄

戦あり散るをせかりし若桜

若泉 栄治

腕白の手足泥んこ蝌蚪生まる

田中 康夫

短歌

かわち短歌会

雨上がりの朝の陽射の清々し朝食前を代かきに出づ

老桜と根あがり若木競ひ咲き枝を交へてほえむごとし

花あまた並ぶ医院に我が名前呼ばるるまでを花に癒さる

ひむがしの黒雲のへり輝きて西日は正に落ちなんとす

肉刺胼胝の消えし掌に持つ鋤鍬の馴染まずなりてジャガ薯植ゆる

いち速く春を彩り散る椿崩るるときの観念のよし

青野 清一

郡 玉翠

庄司 登千子

久松 浩洋

山田 マサエ

青木 保

善意のご寄付ありがとうございました (3月、4月分)



源清田小学校 平成17年度5学年一同
(車椅子購入資金を社会福祉協議会へ)



株常陽銀行 竜崎支店 様 (防犯ベル)



㈱ゲブランナガトヨ 様 (マーガレット)



秋山 堯 様
(学校教材及び資材)

障 害 福 祉

◆問合せ先◆ 町民課 障害福祉係 ☎84-2111(内線175)

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。(障害の程度においても、受けられないサービスがあります。)

詳しくは、下記までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能及び小腸機能に永続する障害がある者。
	内容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除及び減免等。
療育手帳	対象者	児童相談所(18歳未満)又は茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。)
	内容	IQ等の判定により、④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(18歳未満)、障害児福祉手当の受給(18歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除及び減免、医療福祉費支給制度の適用等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります。)
精神保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級及び2級は国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。
	援護内容	医療福祉制度(1級)、税金の控除及び減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	2年間(更新が必要な時には有効期限の切れる3か月前から更新申請ができます。)

◇自立支援法

障害福祉サービス	内容	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度が優先となります。)
	費用	利用料の1割負担です。
医療自立支援	内容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。
	費用	医療費が1割負担となります。

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	1級/月額50,750円、2級/月額33,800円(平成18年4月1日現在)
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けることが出来るときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額26,440円(平成18年4月1日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、又は、医療機関に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額14,380円(平成18年4月1日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けることが出来るとき、又は、施設に入所しているときは支給されません。
福祉手当 在宅障害児	対象者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額3,000円(平成18年4月1日現在)
	支給制限	施設に入所しているとき、又は、障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

◇補装具の交付・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度に応じ判定の結果補装具が必要と認められた者。(介護保険制度が優先となります。)	
種類	視覚障害：盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器等 聴覚・言語機能障害：補聴器、人工喉頭等	肢体不自由：義肢、装具、車いす、歩行器等 ぼうこう・直腸障害：ストマ用装具
費用	世帯の課税状況等により一部負担していただきます。	

◇日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者、心身障害者(児)。(介護保険制度が優先。障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
種類	盲人時計、聴覚障害者用屋内信号装置、特殊マット、体位変換器、電気式たん吸引器、自動消火器等。
費用	世帯の課税状況等により一部負担していただきます。

◇重度障害者(児)住宅リフォームの助成

対象者	身体障害者手帳(下肢・体幹又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が、1級又は2級)及び、療育手帳(A)の交付を受けている者。(介護保険制度が優先。所得制限があります。)
内容	室内外における移動を容易にするためや、廊下、浴室、トイレ等の使用を容易にするための改造に要する費用(80万円を限度)の4分の3(60万円)以内を助成します。

◇自動車税・自動車取得税の免除

条件	身体障害者本人が使用するか、又は、重度の身体障害者・知的障害者・精神障害者の通院等に使用する車1台(自家用に限ります。)のみ免除。
----	---

◇有料道路通行料金の減免

条件	身体障害者本人が運転するか、又は、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	---

◇NHK受信料の減免

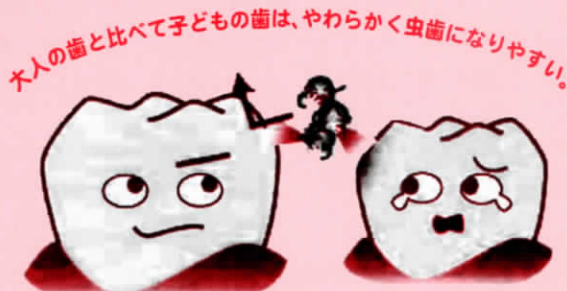
条件	身体障害者が属する世帯で町長が低所得であると認める世帯や、重度の知的障害者が属する世帯でその世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や肢体不自由者(1・2級のみ)が世帯主の場合は半額免除となります。
----	---

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～親子で虫歯予防をして虫歯ゼロを目指しましょう!～

6月4日から1週間は、歯の衛生週間です。河内町では、全国や近隣市町村に比べて乳幼児の虫歯の割合が高くなっている現状にあります。家族みんなで意識を高めて虫歯を予防しましょう。



子どもの虫歯の特徴

子どもの歯（乳歯）は、大人の歯（永久歯）に比べて大変やわらかく虫歯になりやすいです。また、乳歯も永久歯も生えてきたばかりの歯は未成熟で、これも虫歯になりやすく、その進行もとても早いのが特徴です。そのため、子どもの虫歯には注意が必要で、特に食生活や歯みがきなど、自分でコントロールできない子どもの虫歯は、保護者の管理がとても必要です。

虫歯になりやすい生活習慣

虫歯を発症・増加させる原因として挙げられる項目は、

- ① 甘いお菓子をほぼ毎日食べる習慣がある
 - ② 甘い飲み物をほぼ毎日飲む習慣がある
 - ③ 1歳半をすぎても断乳していない（又は寝る前に授乳している）
 - ④ 歯が生えそろった後もほ乳瓶を使用している
- といったものが挙げられています。

子どもの虫歯予防は1歳7ヶ月からの1年が重要

虫歯の原因となる細菌（特にミュータンス菌）は、生まれたばかりの赤ちゃんには存在しません。それらの多くは、主に母親などの家族から乳幼児期に感染することがさまざまな研究から判明しています。特に奥歯のはえだす1歳半ころから2歳半ころまでは『感染の窓』と呼ばれ、この時期に感染することが最も多いといわれています。それ以降になると口の中の細菌のバランスが決まってくるので感染の可能性は低くなってきますが、この時期に感染すると虫歯原因菌は優勢になり、生涯虫歯原因菌とおつきあいすることになります。

河内町の子どもたちの現状

河内町におけるう歯保有児割合を茨城県の平均をと比較すると、1歳半児では県平均を少し上回る程度が、3歳児になると約1.7倍に増加していることがわかります。

河内町と茨城県のう歯保有児割合比較（平成15年度）

	1歳半児健診	2歳児健診	3歳児健診
河内町	5.5%	15.7%	61.8%
県平均	4.3%	—	36.9%

虫歯を予防するために

①だらだら食べない ②よく噛んで食べる ③特に寝る前の歯みがきをきちんとする
④甘いものをとり過ぎない ⑤歯の質を強くする（フッ素塗布） ⑥定期検診を受ける
などが大切です。

生涯虫歯に苦しむか、虫歯を知らずに過ごせるかは、子どもの時期のケアによって大きく左右されます。子どもの虫歯をつくらないために、正しい知識を持って最適なケアを行い、虫歯ゼロを目指しましょう！

「歯の何でも相談」を 開設します

茨城県保険医協会では、歯の衛生週間（6月4日）にちなんで今年も「歯の何でも電話相談」を開設いたします。歯の健康相談、治療内容・治療費に関することなど、歯についての悩みや質問を何でも受け付けますので疑問に思っていることがある方は、お気軽にお電話ください。相談料は無料です。

◆日時

平成18年6月11日（日）
午後2時から5時まで

◆受付電話番号

☎029-823-7930

☎029-835-0737

◆回答者 歯科医師

◆主 催 茨城県保険医協会
☎029-823-7930



シルバーリハビリ体操 指導士（3級）養成講習 会の受講者募集

茨城県立健康プラザでは、介護予防のボランティアとして「いきいきヘルス体操」などの指導を行っていただく「シルバーリハビリ体操指導士」養成講習会を開催いたします。

ご希望の方は茨城県立健康プラザまで電話にてお申込ください。

◆募集の概要

・時期 平成18年9月から平成19年1月頃まで

・講習日数 8日間（週2〜3回講習を行い、約1ヶ月で修了します。）

・場 所 茨城県立健康プラザ

水戸市笠原町993-2

☎029-243-4217

・応募資格 平成18年4月1日

時点で満60歳以上の方

・費用 受講料は無料です。

・損害保険料（400円）、交

通費、昼食代は個人負担にな

ります。

◆問合せ先

茨城県立健康プラザ

☎029-243-4217

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は 84-3682

河内町が構造改革特区に 認定されました

～福祉有償運送セダン型車両特区～

4月18日、首相官邸にて政府の構造改革特区の認定書授与式が行われ、小泉純一郎首相から野高町長に認定書が交付されました。

河内町は昨年7月の地域再生計画（下水道整備計画）に続いての認定となりました。福祉有償運送セダン車両特区は、特定非営利活動法人（NPO法人）などが、セダン型の自家用車を使い、実費程度で高齢者や障害者などの有償運送を行うものです。日常の移動手段の確保が難しい高齢者や障害者の生活の利便性の向上させることで、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担の軽減を図ることができます。また、これにより、利用者の社会参加と介護者の就労機会の促進を図り、住み慣れた河内町で生き生きと暮らしていただくためのサービスです。



小泉首相と記念撮影する野高町長（4月18日首相官邸にて）



河内ゆかりの俳人 岡野系川 歴史講演会開催

4月23日、『幕末・明治期の常総俳諧事情』と題し、河内町文化財保護審議会委員である鈴木久先生（龍ヶ崎市在住）が龍ヶ崎市歴史民俗資料館で講演を行いました。講演では、龍ヶ崎市の岡野幹夫家に保存されていた貴重な資料をもとに河内町庄布川出身の曲流舎七世岡野系川（当時龍ヶ崎市半田）の活動を通して、金江津の曲流舎（初世海保可川）のこなど幕末・明治期の常総俳諧事情について話されました。当日は、定員を越える盛況ぶりです。参加者は先生の話熱心に耳を傾けていました。

地域ふれあい事業開催（長竿地区）

3月25日、青少年育成河内町民会議主催による『地域ふれあい事業』が中央公民館を会場に開催されました。『地域ふれあい事業』は少子化が進み、子ども会活動が難しくなっている中、地域ぐるみで子どもたちを育てることを目的に平成16年度から各小学校区ごとに実施しているものです。今回は、高校生ボランティアの参加協力もあり、周辺の空き缶拾いのあと、映画鑑賞やビンゴゲームをして、みんなで楽しい時間を過ごしました。

◆問合せ先

青少年育成河内町民会議（教育委員会事務局）

☎84-2843





平成18年度

河内町消防団

4月23日、新入団員任命書交付式が中央公民館で行われました。今年は、19名が新たに河内町消防団に加わり、緊張のなか平川団長より任命書の交付を受けました。また、新入団員を代表し岩澤賢司さん（第3分団）が新入団員宣誓を行いました。平成18年度河内町消防団の本部役員（写真左）と各団長を紹介します。

本部役員

団長	平川 和文
副団長	諸岡 周示
副団長兼第1方面隊長	大野 貢
第2方面隊長	鈴木 俊寿
副団長兼第3方面隊長	高橋 博
指導長	菊地 真一
指導員	齋藤 渉
"	瀬尾 正治
"	齋藤 克也
"	高橋 正人
"	青野 宏士
"	古手 泰貴
"	佐々木 祐次

分団長

1分団	本橋 祐一
2分団	池田 正人
3分団	野高 輝
4分団	山田 浩
5分団	篠原 武
6分団	中沢 英治
7分団	細井 秀紀
8分団	野沢 浩昭
9分団	篠本 明
10分団	垣沼 実
11分団	伊藤 英一
12分団	酒井 妥
13分団	吉田 孝之
14分団	塚本 智文
15分団	千代倉 恵子



宣誓する 岩澤 賢司さん



安全確認を忘れないで ～交通安全教室開催(金江津小学校)～

4月24日、金江津小学校で交通安全教室が行われました。当日は、竜ヶ崎警察署から巡視員2名、金江津駐在員を講師に迎え交通安全についてのお話のあと交通量の多い道路や狭いT字路などでの自転車の安全な乗り方や歩行の仕方などを学習しました。また、人形を使っての衝突実験もおこなわれ、あまりの衝撃の大きさに児童はあらためて事故の怖さ、交通安全の大切さを再認識していました。



生活

水戸地方法務局からの お知らせ

【無料法務総合相談所開設】

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護など法務局で取り扱う業務全般について、職員及び人権擁護委員が相談に応じます。秘密は厳守いたします。

◆日時

平成18年6月4日(日)

午前10時～午後4時まで

◆場所

1・2 ショッピングセンター

「サブラ」(2F多目的ホール)

◆料金

無料

【電話相談時間の 延長について】

平日の業務取扱時間中(午

前8時30分から午後5時までに
応じています。電話相談につ
いて、専用の電話番号を設
置して、受付時間を延長するこ
とにしました。

◆期間

平成18年6月1日(木)か

ら9日(金)までの7日間

◆延長時間

午後5時から6時まで

◆相談内容

どちらについて
も法務局の取り扱う業務全般

(境界争い、相続・贈与・売
買などの登記手続、抵当権の
抹消手続、地代家賃の供託
手続、戸籍の届出方法、成
年後見制度、サラ金の取立て
問題、夫婦・親子などの家庭
内の問題、近隣とのトラブル、
セクハラ、子どものいじめ、
DV問題など)

◆問合せ先

水戸地方法務局総務課

TEL 029-227-9911

「石綿による健康被害の
救済に関する法律」によ
る救済給付のお知らせ

労災保険法などで補償され
ない石綿による中皮腫や肺が
んを発症している方及びこの
法律の施行前にこれらの疾病
を発症し死亡した方のご遺族
に対して、医療費などの救済
給付が支給されます。

認定申請などの受け付けは県
内保健所でもしていますので、
心当たりのある方はご相談く
ださい。

◆救済給付の内容(給付額)
・医療費(自己負担分)
・療養手当
(103,870円/月)
・葬祭料(199,000円)
・特別遺族弔慰金

5月の納税

- ◆ 軽自動車税 全期 ◆
- ◆ 豊田新利根土地改良 1期 ◆
- ◆ 牛久沼土地改良 前期 ◆

徴収日は5月31日です

善意のご寄付

(4月分) (敬称略)

(株)常陽銀行 竜崎支店

防犯ベル100個

— 河内町へ —

源清田小学校

平成17年度5学年一同

15,000円

— 社会福祉協議会へ —

皆様からお預かりした寄付金
等は、趣旨に添って大切に
使わせていただきます。
ありがとうございました。

自動車税は 納期限内に納めましょう

自動車税は、必ず納期限ま
でに納めましょう。納期限が
過ぎると督促状が送付され、
自動車税の他に延滞金も加算
されます。

◆対象者 毎年4月1日現在
の自動車の名義人

◆納期限 5月31日

◆納付方法

・最寄りの銀行、信用金庫、

(2,800,000円)
・特別葬祭料
(199,000円)

・救済給付調整金(調整額)

◆申請・問合せ先

(独)環境再生保全機構

TEL 0120(389)931

竜崎保健所

TEL 0297-6212172

②場所

県内すべての県税事務所

◆問合せ先

稲敷県税事務所

TEL 029-892-6111

FAX 029-892-3240

今年の秋に播く麦から、米・麦・
大豆の助成制度が変わります

今年の秋に播く麦から、
『品目横断的経営安定対策』
になります。今後、米・麦・
大豆の生産者に対する国の助

成が変わり、一定規模以上の認定農業者と集落営農組織だけが支援の対象になります。詳しくは、役場や農協などにご相談ください。

◆問合せ先

河内町役場経済課農政係

TEL 84-2111

稲敷農協西部経済センター

TEL 84-2388

県南地方総合事務所

地域農業振興室

TEL 029-822-8521

募集

『ぶ』近所の底力再生事業』助成のお知らせ

県及び大好きいばらき県民会議では、地域コミュニティの再生・活性化を図るため、地域に根ざした活動を自主的に行う地域団体に助成し、活動の後押しをしています。ぜひ、積極的に活用してください。

◆対象団体

地域に根ざした活動を行う団体・グループ（自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、PTA、地域ボランティア等

グループなど）

※過去に助成を受けたことのある団体は対象にならないことがあります。

◆対象事業

地域福祉や環境保全、青少年健全育成、防犯、防災、交通安全、地域の活力づくりなどのコミュニティ活動

◆内容

1 団体・グループに対して、原則10万円以内

◆申請期限（予定）

6月16日（金）

◆問合せ先

〒310-0011 茨城

県水戸市三の丸1-5-38

茨城県三の丸庁舎2階

大好きいばらき県民会議

TEL 029-224-8120

FAX 029-233-0030

HP <http://business2.plai.a.or.jp/daisuki/>

税務職員

（国家公務員Ⅲ種）募集

国税局や税務署において、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するため、国税に関する調査や指導などの事務を行う税務職員の採用試験を次のとおり実施します。採

用後は、税務大学校地方研修所に入学（全寮制）し、給与の支給を受けながら約12ヶ月間の研修を受けた後、税務署などにおいて国税の賦課・徴収等の事務に従事します。

◆受験資格
昭和61年4月2日〜平成元年4月1日生まれの者

◆試験の程度

高等学校卒業程度

◆申込受付期間

6月20日〜6月27日

◆※消印有効

◆申込先 人事院関東事務局

〒330-9712

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

TEL 048-740-2006

◆試験日と試験種目

◎第1次試験 9月3日

◎第2次試験 10月12日〜10月19日（第1次試験合格通知書で指定する日）

◆合格発表

◎第1次試験 10月5日

◎第2次試験 11月9日

◆申込・問合せ先

竜ヶ崎税務署 総務課

〒301-8601

龍ヶ崎市川原代町1182-1

5

TEL 0297-60-2004

「はつらつ太極拳」

講座開催のお知らせ

茨城県県南はつらつ百人委員会では、県南在住の中高齢の方を対象に初心者のための「はつらつ七式太極拳」講座を開催します。心身ともに爽快な毎日を過ごすために、太極拳の良さを体験してみませんか？

◆日時 6月14・21・28日

各水曜日（午後2時から4時）の3回

◆会場 茎崎中央公民館

（つくば市小荊318）

◆費用 保険代として1000円

（初日に集金）

◆募集定員 約20名

◆申込 往復はがきにて

「行事名（はつらつ太極拳）、氏名（複数可）、住所、電話番号」を記入のうえ、

〒305-0001

つくば市栗原354219

（有）アイアイティまで

締切りは6月7日

◆問合せ先

TEL・FAX 029-857-172

88（石河）

6/18 福祉まつり

福祉センター利用者による
心のこもったおまつりです

- ◆期 日◆ 6月18日（日）
午前9時30分〜午後3時
- ◆場 所◆ 福祉センター
- ◆主な内容◆ 各種模擬店
福祉作業所のお店
各趣味クラブの発表
（民謡、舞踊、カラオケ等）
- ◆問合せ先◆ 福祉センター
☎84-3699

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 6月1日(木) 午前10時～正午
6月15日(木)

場所 公民館第2分館

問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時

場所 教育委員会事務局

問合せ先 ☎84-3322
FAX84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時

場所 ㈱ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)

問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故4月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 11件(+5) (27)

死者数 0人(±0) (0)

負傷者数 15人(+8) (32)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 7人

おくやみ 12人

転入 22人

転出 25人

◆ 人口・世帯 ◆

平成18年5月1日現在

人口 11,255人 (-8)

男 5,558人 (-14)

女 5,697人 (+6)

世帯数 3,407世帯 (+5)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111 FAX84-4357	教育委員会事務局	学校教育G 生涯学習G	☎84-3322 ☎84-2843 (公民館)
都市整備課	上下水道G 建設環境G	☎84-2361 ☎84-2921	福祉センター 保健センター	☎84-3699 ☎84-4486
つつみ会館	☎86-3740	給食センター		☎84-2845
地域包括支援センター	☎60-4071	防犯かわち (音声案内)		☎84-2212

◆ 休日診療当番医(6月) ◆

	稲敷・河内地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
4日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	三石内科クリニック ☎62-2234	秋本脳神経外科 ☎64-3311
11日	坂本(隆)医院 ☎029-892-2232	細井クリニック ☎66-2000	菊地整形外科 ☎64-6111
18日	矢野整形外科医院 ☎029-892-2127	山本医院 ☎66-3348	斎藤クリニック ☎64-3527
25日	竹尾医院 ☎0297-86-2436	兼子内科循環器科 ☎64-3105	みやおか外科整形外科クリニック ☎62-3761

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

◆ ごみ収集日(6月) ◆

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	13・27	C地区	6・20	A地区	10	C地区	24
B地区	8・22	D地区	1・15 29	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			6月中の予約→7月1日			

広報

かわち

平成18年5月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>